

福島区役所保健福祉課（地域福祉・障がい者福祉、介護保険・高齢者福祉）

会計年度任用職員（日額） 募集要項

福島区役所保健福祉課では、保健福祉課（地域福祉・障がい者福祉担当、介護保険・高齢者福祉担当）業務にかかる簡易な事務補助を行う会計年度任用職員（アルバイト）を募集します。

1 採用人数

A：地域福祉・障がい者福祉担当業務にかかる事務補助 1名

B：介護保険・高齢者福祉担当業務にかかる事務補助 1名

2 業務内容

区役所保健福祉課内の簡易な事務

- ・資料等の点検・整理・編綴・複写など
- ・郵便物の集配
- ・その他上記以外の簡易な作業

3 勤務条件

（1）勤務場所

大阪市福島区大開1丁目8番1号

大阪市福島区役所

A：保健福祉課（地域福祉・障がい者福祉担当）

B：保健福祉課（介護保険・高齢者福祉担当）

（2）勤務期間

A：令和8年4月1日（水曜日）から令和8年5月31日（日曜日）までのうちの平日33日

B：令和8年4月1日（水曜日）から令和8年4月30日（木曜日）までのうちの平日19日

（3）勤務時間

午前9時から午後3時45分まで（休憩時間は午後0時15分から午後1時までの45分間）

（4）休日

土曜日、日曜日、祝日、勤務を指定しない日

（5）報酬等

日額8,398円 通勤手当あり

(6) 支給日

月末締め、翌月 17 日払い（原則口座払い）

ただし土曜日にあたるときはその前日に支給

日曜日又は祝日にあたるときはその翌日に支給

翌日が祝日のときはその前々日に支給

(7) 健康保険

適用なし

(8) 厚生年金

適用なし

(9) 雇用保険

適用あり（雇用期間が 1 ヶ月を超える場合に限る）

4 受験資格

書類点検・整理業務など一般的な事務作業のできる方

年齢・性別は問いません。ただし、地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当する方は受験できません。また、採用日前日において本市に雇用されていた方は採用を見合わせる場合があります。

[地方公務員法（抜粋）]

（欠格条項）

第 16 条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 申込書提出先

〒553-8501 大阪市福島区大開 1 丁目 8 番 1 号

福島区役所 保健福祉課 地域福祉・障がい者福祉担当（2 階 21 番窓口）

6 提出書類

- (1) 福島区役所保健福祉課会計年度任用職員（日額）申込書 1通
申込みを行う業務内容[A]、[B]いずれかに○を記載すること（複数応募可）。
過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。
- (2) 申し立て書 1通
- (3) 採用結果通知書送付用定型封筒（長形3号） 1通
必ず宛先を記載のうえ110円切手を貼り付けてください。

※「福島区役所保健福祉課会計年度任用職員（日額）申込書」及び「申し立て書」は所定の様式に限ります。書類を受け取りに来ていただくか、本ホームページから取得してください。

7 募集期間

令和8年2月16日（月曜日）から令和8年2月27日（金曜日）まで

8 応募方法

持参又は送付にて受け付けます。

- (1) 持参による場合
平日の開庁日 午前9時00分から午後5時30分まで
- (2) 送付による場合
令和8年2月27日（金曜日）必着

※送付の場合は、提出書類（1）（2）（3）の書類を入れ「福島区役所保健福祉課会計年度任用職員（日額）採用申込書在中」と朱書し、簡易書留で送付してください。

※簡易書留以外の方法により送付された場合の事故については責任を負いません。

※料金不足の場合は受け付けしません。

9 選考方法等

- (1) 口述試験（試験時間 個別面接10分程度）
※応募者多数の場合、集団面接になる場合があります。
- (2) 合格者の決定方法
口述試験（60点満点）を実施のうえ、得点が一定点数以上の者を合格とします。ただし、一定の基準に達していない場合は不合格となります。

1 0 選考日時等

- (1) 日 時：令和 8 年 3 月 5 日（木曜日）
- (2) 集合場所：福島区役所 2 階 計測室前
・面接時間は、事前に電話にて連絡します。

1 1 合否の通知及び採用まで

- (1) 選考結果については、選考後、速やかに受験者全員にお知らせします。
- (2) 合格者は「採用候補者名簿」に試験結果の成績順で登録し、上位者より採用内定とします。なお、採用決定（任用）するにあたり、当該名簿に登録された採用候補者に事前に連絡を行いますが、当該名簿の登録期間は、名簿登録後から勤務期間終了日（A：令和 8 年 5 月 31 日、B：令和 8 年 4 月 30 日）までとなります。

1 2 その他

- (1) この募集において収集した個人情報は、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。また、提出書類は一切返却しませんのでご了承ください。
- (2) 試験合格者について、後日受験資格がないこと、申込書ほか受験に際し提出した書面の記載内容及び面接試験での口述内容に偽りがあった場合には、合格を取り消すことがあります。
- (3) 令和 8 年度予算の成立をもって採用します。

1 3 問合せ先

福島区役所 保健福祉課（地域福祉・障がい者福祉） 担当：津村

電話：06-6464-9857 ファックス：06-6462-4854

住所：〒553-8501 大阪市福島区大開 1 丁目 8 番 1 号（福島区役所 2 階 21 番窓口）

（最寄駅 Osaka Metro 千日前線「野田阪神」、阪神電車「野田」、JR 環状線「野田」、JR 東西線「海老江」）